

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：都市計画課)

1 施 設 名	滋賀県営都市公園(湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。)												
2 施 設 の 概 要	管理面積 36.44ha 生川木戸川地区 0.34ha 和邇真野地区 5.11ha 堅田雄琴地区 3.74ha 北大津地区 2.80ha 春日山公園 23.40ha 尾花川公園 1.05ha												
3 募 集 概 要	募集方法	公 募											
	募集要項配布期間	令和5年8月15日 ～ 令和5年9月29日											
	申請受付期間	令和5年9月28日 ～ 令和5年9月29日											
	指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日 (5年間)											
	管理業務内容	(1) 滋賀県都市公園条例(昭和 53 年滋賀県条例第 13 号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務											
管理料参考額	261,558,000円 (消費税および地方消費税を含む。)												
4 応 募 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申 請 者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号</td> <td>公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体</td> <td> ・公益財団法人 大津市公園緑地協会 ・一般社団法人 滋賀県造園協会 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">合計 1者</td> </tr> </tbody> </table>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	・公益財団法人 大津市公園緑地協会 ・一般社団法人 滋賀県造園協会			合計 1者
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)											
所在地	名 称												
滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	・公益財団法人 大津市公園緑地協会 ・一般社団法人 滋賀県造園協会											
		合計 1者											
5 審 査 の 概 要 お よ び	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得たものを指定管理者の候補者として選定する。											
5 審 査 の 概 要 お よ び	選定委員会委員 **委員長 *部会長 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会(都市公園部会) 森のようちえん 綾 牧生 **公立大学法人滋賀県立大学 名誉教授 大橋 松行 公認会計士 杉澤 喜久美 滋賀県商工会議所女性会連合会 副会長 田中 ひろ子 *公立大学法人滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科 准教授 轟 慎一											

結果	審査基準	別紙参照																																	
	審査経過	<p>令和5年 7月5日 第1回土木交通部指定管理者等選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (指定管理者募集要項および審査基準について検討)</p> <p>令和5年 8月15日～令和5年 9月29日 募集要項の配布</p> <p>令和5年 9月 4日 申請者対象説明会</p> <p>令和5年 9月11日 第2回土木交通部指定管理者等選定委員会 (現地説明)</p> <p>令和5年 9月28日～令和5年 9月29日 申請受付</p> <p>令和5年10月 3日 第3回土木交通部指定管理者等選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (財務状況の審査)</p> <p>令和5年10月11日 第4回土木交通部指定管理者等選定委員会 都市公園部会 (事業計画のヒアリング)</p> <p>令和5年10月24日 第5回土木交通部指定管理者等選定委員会 (審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)</p>																																	
審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体																																	
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準 1</th> <th>選定基準 2</th> <th>選定基準 3</th> <th>選定基準 4</th> <th>選定基準 5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体</td> <td>20.0</td> <td>128.8</td> <td>77.4</td> <td>112.0</td> <td>2.0</td> <td>340.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (500点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体</td> <td>351</td> <td>351</td> <td>334</td> <td>353</td> <td>312</td> <td>1,701</td> <td>340.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体</td> <td>258,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	合計	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	20.0	128.8	77.4	112.0	2.0	340.2	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	351	351	334	353	312	1,701	340.2	申請者	提示額	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体
申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	合計																													
公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	20.0	128.8	77.4	112.0	2.0	340.2																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	351	351	334	353	312	1,701	340.2																												
申請者	提示額																																		
公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	258,500,000円																																		

【選定理由】各選定基準において、特に評価されたものは以下のとおりである。

- ・選定基準1については、参加意欲が認められ評価された。
- ・選定基準2については、利用促進方策やサービス向上を図るための自主事業の提案が評価された。
- ・選定基準3については、収支計画の妥当性が評価された。
- ・選定基準4については、類似施設の運営実績や安定的な運営が可能となる経理的基盤が評価された。
- ・選定基準5については、県内に本店を有する事業者であることが評価された。

【指定管理者等選定委員会の概要】

- ・募集要項や審査基準について議論し、問題がないことを確認した。
- ・現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認した。
- ・財務審査においては、業務を安定確実に行える経営規模を有していることを確認した。
- ・ヒアリングにおいては、申請者からの事業計画の内容や執行体制について確認した。
- ・候補者の選定にあたっては、都市公園の運営実績や公園運営の堅実性を評価し、候補者として相応しいと決定した。なお、公園のさらなる魅力向上につながる取組を期待する意見があった。

上記の結果、公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体を指定管理者の候補者として選定した。

評価視点1：公園施設の維持管理体制の構築と管理水準の向上を図り、公園ごとの特性にあった的確かつ効果的な公園管理

評価視点2：マナーアップの啓発を含む快適性の向上の取組

評価視点3：自主事業等による多様な利用者ニーズに対応した緑とオープンスペースの有効活用・情報発信

※滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項については、該当する場合は配点満点とし、該当しない場合は0点とする。

選定基準 (条例第9条の3第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	小計	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・参加意欲があるか ・設置目的にふさわしく、逸脱したものではないか ・施設利用の公平性が確保されているか	3 基本方針等	10 10 10	30	30
			4 実施計画	10 10 10	30	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の効用発揮	・公園の特性と課題を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か ・管理水準向上のための維持管理方針が示されているか	4 実施計画	10 10 10	30	185
			4 実施計画 5 公園の安全管理	10 10 10	40	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている管理水準が提案されているか ・公園に関する防犯上の指針を理解し、公園の安全確保が具体的に提案されているか ・施設管理を適切に行い、公園の安全確保に対する取り組みが具体的に示されているか ・公園施設および植栽の維持管理業務は具体的に計画されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか)	6 利用促進策、利用者増への取組み	10 15 10	35	
			7 地域や関係機関との連携	10	10	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用促進策は具体的に示されているか ・利用者の多様なニーズを的確に捉え、施設の有効活用、情報発信の観点から利用促進に繋がる計画となっているか ・県民参加・県民協働に対する考え方が具体的に示されているか	8 自主事業の運営	20	70	
			9 利用者への対応	10 10 10		
・地域や関係団体との連携	・適切な自主事業の内容となっているか(今まで以上のサービス水準が示されているか) ・自主事業の計画と当該公園の基本的な運営方針は整合しているか ・トラブル発生時に適切に対処し、利用者からの要望や苦情への対応方法について具体的に示されているか ・利用者の満足度を高める具体的な方策が示されているか	20 事業計画書 21 事業計画書	10 10	125		
		10 収支計画書	65 10 10			
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の額および積算根拠 ・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・経費の縮減が具体的に示されているか ・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか ・良好な公園管理が持続的に可能かという観点から見て、収支計画の内容に妥当性があるか ・自主事業の収支が適切に計画されているか	4 実施計画書 8 自主事業の運営 10 収支報告書 11 委託業務内容(参考資料)	20 20 20	40	
			12 人員体制 13 人員配置計画等 14 人材の育成計画	10 10 10	30	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・安定的な運営が可能となる人的能力	・本社を含めた組織体制、責任・執行体制が示されているか ・現場における責任者・人員配置・ローテーション等が具体的に示されているか ・職員の指導育成、研修体制は具体的に示されているか	15 過去の事業実績	20	150	
			16 緊急時の体制および対策・防災対策	10		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・当該公園の業務を安定確実に実行する経営規模を有しているか ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	17 環境への配慮	10		
			18 円滑な業務引継に向けての計画	10		
・類似施設の運営実績	・危険管理の重要性を認識し初期対応等すぐに対応できる連絡体制や緊急時のバックアップ体制が具体的に示されているか ・県の地域防災計画に基づき、台風・地震等の異常気象・災害時に防災拠点としての対応ができる体制・行動計画が具体的に示されているか ・環境への配慮が具体的に示されているか ・円滑な事務引継への取り組みが具体的に示されているか	19 特記事項	10	60		
		19 特記事項	10	60		
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項(グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。)	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 ・高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。 ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・会社定款 ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証発行の写し ・厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し ・労使協定または就業規則の該当箇所の写し ・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者)障害者雇用状況報告書の写し ・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者)申立書 ・認証通知の写し ・認証証・登録証の写し	2 2 1 1 1 1 2 1	10	
			・会社定款 ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証発行の写し ・厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し ・労使協定または就業規則の該当箇所の写し ・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者)障害者雇用状況報告書の写し ・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者)申立書 ・認証通知の写し ・認証証・登録証の写し	2 2 1 1 1 1 2 1	10	
				500	500	500

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 施設の効用の最大化」、 「3 経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

なお、選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。